

# 申告書確認表【留意事項】

この申告書確認表【留意事項】は、申告書確認表を御活用いただく際に留意すべき事項について取りまとめたものです。

項 目	確 認 内 容		留 意 事 項
	No.		
共通事項	1	<p>法人税の確定申告書には、次に掲げる書類を添付していますか。</p> <p>① 外国法人の貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みません。）</p> <p>② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）</p> <p>③ 勘定科目内訳明細書（国内源泉所得に係る所得金額の計算に係る部分に限ります。）</p> <p>④ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）</p> <p>⑤ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）</p> <p>⑥ 国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書</p> <p>⑦ 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）</p> <p>⑧ 国際運輸業所得に係る国内において行う業務につき生ずべき所得の額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書（恒久的施設を有する外国法人が国際運輸業所得を有する場合）</p> <p>⑨ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）</p>	<p>左記の国内源泉所得は、恒久的施設を有する外国法人の場合には、次のイ～へに掲げる国内源泉所得とされ、恒久的施設を有しない外国法人の場合には、次のロ～へに掲げる国内源泉所得とされています。</p> <p>イ 恒久的施設帰属所得</p> <p>ロ 国内にある資産の運用・保有による所得</p> <p>ハ 国内にある資産の譲渡による所得</p> <p>ニ 人的役務提供事業の対価</p> <p>ホ 国内不動産等の貸付けの対価</p> <p>へ その他その源泉が国内にある所得</p> <p>また、恒久的施設を有する外国法人の場合には、左記の会社事業概況書に、外国法人全体の事業等の概況と国内において行う事業等の概況をそれぞれ記載する必要があります。</p>
	2	<p>当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>	<p>当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。</p>
	3	<p>各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。</p>	<p>前事業年度からの繰越額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。</p> <p>なお、別表五(一)の期首現在利益積立金額や期首現在資本金等の額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。</p>

# 申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項目	No.	確認内容	留意事項	
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一の三・ 一の三次葉	4	法人税額及び地方法人税額の計算につき、内国法人用の「別表一」ではなく、外国法人用の「別表一の三」を使用していますか。 また、「恒久的施設の有無及びその種類」の欄の記載漏れはありませんか。	外国法人が確定申告若しくは仮決算による中間申告又はこれらの申告に係る修正申告をする場合には、別表一の三を使用する必要があります。	
	5	恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額を計算していますか。 また、欠損金についても、同様に区分してそれぞれの所得金額から控除していますか。	恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を正しく区分していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。	
	6	9欄又は20欄は、100円未満の額を切り捨てていませんか（1円単位まで記載します。）。	100円未満の額を切り捨てた場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。	
	7	29欄及び41欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。	
	8	地方法人税額の計算につき、別表一の三次葉の71欄及び72欄により計算していますか。 また、別表一の三の39欄の金額は、別表六の三の47欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。	
	9	外国法人の資本金の額等の換算レートは、事業年度終了の日の電信売買相場の仲値を適用していますか。	資本金の額等の換算レートを正しく適用していない場合には、寄附金の損金不算入額、交際費等の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。	
	10	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている外国法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	左記の外国法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用している場合には、税額が過少となります。	
	所得金額の計算 別表四・ 五(一)	11	別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表四の48②欄 + 別表五(一)の31①欄 - 別表五(一)の28～30の③欄の合計額 = 別表五(一)の31④欄	中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合等には、一致しないことがあります。
		12	前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	左記の項目以外に、前事業年度以前に申告調整を行っている項目についても、その受入処理が正しく行われているか併せて確認する必要があります。
		13	貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、申告調整が正しく行われていない可能性があります。なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。

# 申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分  
 外国法人用

項 目	確 認 内 容		留 意 事 項
	No.		
租税公課 別表五(二)	14	5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。	No.14～No.18によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。
	15	5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	
	16	19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。	
	17	「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	
	18	41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。	
所得税額控除 別表六(一)	19	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。	復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となる場合があります。
	20	12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。 (例) ・公社債及び預貯金の利子 ・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配 ・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となる場合があります。
	21	集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六（五の二）を作成していますか。）。	平成30年度税制改正により、分配時調整外国税相当額の控除制度が創設されたことに伴い、分配時調整外国税相当額は所得税額と区分して法人税額等から控除することとされています。
	22	人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税額から、人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除いていますか。	人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除かない場合には、所得税の控除税額が過大となる場合があります。

# 申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
法人税の額から控除される特別控除額 別表六(六)	23	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	適用を受ける制度の税額控除可能額の合計額が、調整前法人税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、調整前法人税額から控除せずに、各制度の繰越税額控除限度超過額となります。
特定税額控除規定の適用可否の判定 別表六(七)	24	中小企業者等以外の外国法人が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度	平成30年度税制改正等により、次の要件のいずれにも該当しない場合には、左記の①から④までの制度の適用を受けることができないこととされています。 イ 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること（又はこれらの支給額が0であること。） ロ 国内設備投資額が当期償却費総額の30%相当額を超えること。 ハ 特定対象年度の基準所得等金額がその前事業年度等の基準所得等金額の合計額以下であること。
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 別表六(八)～(十一)	25	別表六(八)（中小企業者等の場合、別表六(九)）の1欄及び別表六(十一)の1欄の金額は、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	試験研究費に充当する目的で他の者（本店等を含みます。）から支払を受けた金額がある場合において、その支払を受けた金額がその試験研究費の額を上回っていたときは、その上回った金額は、他の試験研究費の額から控除することとなります。
	26	別表六(十)の平均売上金額の計算に関する明細書における売上金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、当事業年度の改定売上金額を記載していますか。	売上金額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
	27	別表六(十)の調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。	比較試験研究費の額の計算における調整対象年度及び平均売上金額の計算における売上調整年度には、当事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（試験研究費の額がない事業年度を含みます。）を含める必要があります。
	28	合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。	比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
繰越欠損金 別表七(一)・ 七(一)付表一	29	別表七(一)の2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。 ① 当事業年度終了の時における外国法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当、法第142条第2項、法第142条の10） ② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（法第57条第11項第2号該当、法第142条第2項、法第142条の10） ③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（法第57条第11項第3号該当、法第142条第2項、法第142条の10） また、別表一の三において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。	平成28年度税制改正により、控除限度割合が50/100とされています。

# 申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項 目	No.	確 認 内 容	留 意 事 項
<b>受取配当等の益金不算入別表八(一)</b>	30	31欄、34欄、37欄及び43欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) ・ 公社債の利子の額 ・ MMF (追加型公社債投資信託) 等の公社債投資信託の収益の分配の額 ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額 (外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額を除きます。) ・ 不動産投資信託の収益の分配の額 ・ オープン投資信託の特別分配金の額 ・ 外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額 ・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	左記の (例) 以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
	31	31欄の金額に、完全子法人株式等 (その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	完全子法人株式等に係る配当等の額の計算期間が最長で1年であるのに対し、関連法人株式等に係る配当等の額の計算期間は最長で6月となります。
	32	32欄の金額に、関連法人株式等 (その保有割合が3分の1超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から末日まで引き続き有している場合の当該株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	
	33	35欄の金額に、その他株式等 (完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。	平成27年度税制改正により、株式等の区分及び益金不算入割合が次のとおりとされています。 ① 完全子法人株式等 (株式等保有割合100%) … 益金不算入割合100/100 ② 関連法人株式等 (株式等保有割合1/3超) … 益金不算入割合100/100 ③ その他株式等 (株式等保有割合5%超1/3以下) … 益金不算入割合50/100 ④ 非支配目的株式等 (株式等保有割合5%以下) … 益金不算入割合20/100 (保険業を行う外国法人 (青色申告書を提出するもの) に限ります。) については、④の益金不算入割合が40/100となります。 なお、②の関連法人株式等については、その配当等の額から当該株式等に係る負債利子等の額を控除した金額が益金不算入となります。
	34	41欄の金額に、非支配目的株式等 (その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等) に係る配当等の額に該当しないものの額を含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 (ETF) の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	
		(負債利子等の額)	
	35	3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息 (社債利息及び手形の割引料等を含みます。) の額の合計額 (別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額) と一致していますか。	社債利息及び手形の割引料以外に、従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子等についても支払利息に含まれます。 なお、左記の損益計算書は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る損益計算書となります。
	36	27欄及び29欄の金額は、貸借対照表の金額に法令第22条及び法基通3-2-5~3-2-7の調整をした後の金額となっていますか。	左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。
	37	30欄の期末関連法人株式等 (他の内国法人の発行済株式等の3分の1を超える数等を当事業年度又は前事業年度の期末日以前6月の期間を通じて有している場合における当該他の内国法人の株式等) の額は、別表五(一)に記載された評価損益を調整した後の税務上の帳簿価額となっていますか。	評価損益以外に、別表五(一)に記載された株式の取得価額に算入すべきデュレリジェンス費用等の金額についても調整を行う必要があります。
	38	基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄~23欄に金額を記載していますか。 また、20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか (その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか。)	平成27年度税制改正により、簡便法の基準年度が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度とされています。

# 申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
寄附金の損金算入額 別表十四(二)	39	恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の期末の資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちにその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。	寄附金の損金算入限度額の計算の基礎とされる外国法人の資本金等の額は、税務上の金額によることとなります。
	40	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。	令和2年度税制改正により、事業年度終了の日における外国法人の資本金の額又は出資金の額に外国法人の総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限り。）の価額の割合を乗じて計算した金額が100億円を超える場合には、その外国法人が支出する接待飲食費の額の全額が損金の額に算入されないこととされました。これにより、交際費等の損金不算入額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる金額となります。
交際費等の損金算入額 別表十五	41	当事業年度終了の日における外国法人の資本金の額又は出資金の額に外国法人の総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限り。）の価額の割合を乗じて計算した金額が100億円超の外国法人であるにもかかわらず、9欄の計算をしていませんか。 また、この金額が1億円超の外国法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている外国法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	① 外国法人の上記の計算した金額が100億円を超える場合…交際費等の額の全額 ② 外国法人の上記の計算した金額が100億円以下の場合…交際費等の額のうち接待飲食費の額の50/100相当額を超える部分の金額 ただし、上記の計算した金額が1億円以下の場合（一定の場合を除きます。）には、次のいずれかの金額が交際費等の損金不算入額となります。 イ 接待飲食費の額の50/100相当額を超える部分の金額 ロ 定額控除限度額を超える部分の金額
	42	平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	税制改正により、償却方法及び償却率の見直しが行われることがあるため、償却方法等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備等については、定率法を適用できないこととされています。
減価償却費 別表十六(一)・ 十六(二)・ 特別償却の付表	43	中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しない外国法人であるにもかかわらず、これらに該当しないと適用できない特別償却を適用していませんか。	資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等）の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者等又は特定中小企業者等に該当しないことがあります。
	44	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。	特別償却の適用に当たって、法法による圧縮記帳との重複適用をすることはできませんが、措法による圧縮記帳及び他の特別償却との重複適用をすることはできません。 なお、法法による圧縮記帳との重複適用をした場合には、圧縮記帳をした後の金額をその取得価額として特別償却を行うこととなります。
外国法人の本店等との間の内部取引の状況等 別表十七の三(三)	45	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	税制改正により、特別償却の基準取得価額割合及び償却率の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする基準取得価額割合等が法令に適合しているか確認する必要があります。
	46	内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である本店等の名称等及び当該内部取引の状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。	左記の記載がない場合には、本店等との間の内部取引の認識・性質決定を正しく行うことができず、又は内部取引に係る移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
国外関連者に関する 明細書 別表十七(四)	47	国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。	左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。

# 申告書確認表【留意事項】

令和2年4月1日以後開始事業年度等分  
外国法人用

項目	確認内容		留意事項	
	No.			
B / S ・ P / L ・ 勘定科目内訳明細書	評価損等	48	有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
	特別損失 雑損失等	49	損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四で加算していますか。	租税公課及び罰科金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は料料に相当するものについても、別表四で加算する必要があります。
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	資産の譲渡等	50	申告書第一表①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1若しくは2-3④の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。 なお、本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれません。	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
		51	非居住者から受け取る利子等（他の外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を付表2-1③F欄又は2-3③C欄に記載していますか。	非課税資産の譲渡等のうち、金銭の貸付けや国債等の取得で債務者が非居住者であるもの等については、輸出取引（免税取引）とみなされ、課税売上割合の計算上、これらに係る利子等の額は分母、分子に算入されます。
		52	付表2-1⑥F欄又は2-3⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。
	控除税額	53	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
		54	付表1-1⑥のD欄、E欄又は1-3⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、付表1-1⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の5/105、8/108又は10/110相当額を記載した場合（地方消費税額を含めた場合）には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。
特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）	55	課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、申告書第二表（課税標準額等の内訳書）の⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合が95%以上であっても、課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告を行う必要があります。	
	56	上記の場合、付表2-1⑩E欄又は2-3⑩B欄は、付表2-1⑩E欄又は2-3⑩B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-1⑩X欄は、付表2-2⑩C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。	特定課税仕入れに係る支払対価の額には消費税額等に相当する金額は含まれていませんので、7.8/100又は6.3/100を乗じることとなります。	

# 申告書確認表【留意事項】

項 目	確 認 内 容		留 意 事 項
	No.		
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	税額の計算	57 申告書第一表⑩欄及び⑫欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	配賦誤り等があった場合には、消費税（又は地方消費税）に係る修正申告と地方消費税（又は消費税）に係る更正の請求が必要となることがあります。 また、課税期間の末日において納期限が到来していない中間申告11回目分について、記載漏れがないかを確認する必要があります。
	法人税申告書等との関係	58 法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	課税売上割合の計算上、免税取引及び非課税取引についても調整を行う必要があります。
		59 申告書第一表⑫欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行った場合には、申告書第一表⑫欄は、その調整額を考慮した金額（貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額）と一致することとなります。 なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。
60 課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか（資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理したものを除きます。）。	法人税申告書別表十六(十)の各欄の消費税額等は、消費税額と地方消費税額との合計額を記載する必要があります。		

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法 …………… 法人税法  
 法令 …………… 法人税法施行令  
 法基通 …………… 法人税基本通達  
 措法 …………… 租税特別措置法  
 租特透明化法 …………… 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

2 令和2年6月30日現在の法令・通達によっています。